

令和6年7月26日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社浅川組

期間: 令和6年7月26日から令和6年9月25日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社浅川組が粗雑工事を行い、建設業許可部局(近畿地方整備局)より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ 早川 たかし 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう 加藤 ひであき 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ 武田 ともみ 知美 (内線 6313)

令和6年7月26日

近畿地方整備局

株式会社浅川組に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

和歌山県発注の長井古座線(仮称八郎山トンネル)道路改良工事において、(株)浅川組を代表者とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。

令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長から監督処分(営業停止40日間)を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社浅川組が粗雑工事を行い、建設業許可部局(近畿地方整備局)より監督処分(営業停止40日間)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第3号(過失による粗雑工事)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社浅川組

和歌山県和歌山市小松原通三丁目69番地

取締役社長 西口 伸

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年7月26日から令和6年9月25日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(過失による粗雑工事)

3 当該地方整備局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。